

別表2

予想されるリスクと責任分担表

※「維持管理期間のリスクを保証する保険」に関する項目を削除しました。

	リスクの種類	リスク内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○		
	第三者への賠償	調査及び工事による騒音、振動等による場合		○	
	安全性の確保	工事及び維持管理における安全性の確保		○	
	環境の保全	工事及び維持管理における環境の保全		○	
	制度の変更	法令、許認可又は税制の変更	協議による		
	事業の中止又は延期		本市の指示による事業の中止又は延期	○	
			周辺住民等の反対による事業の中止又は延期	協議による	
事業者の事業放棄又は破産等によるもの				○	
設計・施工段階	不可抗力	天災などによる設計の変更、中止又は延期	協議による		
	物価	急激なインフレ又はデフレ (設計費に対し影響のある事項のみを対象とする。)	協議による		
	施工内容変更	本市の提示条件又は指示の不備によるもの	○		
		事業者の指示又は判断の不備によるもの		○	
	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○	
	用地の確保	資材置き場の確保		○	
	工事遅延	本市の責による工事遅延	○		
		事業者の責による工事遅延		○	
	工事費増大	本市の指示又は承諾による工事費の増大	○		
		事業者の指示又は判断によるもの		○	
性能	要求仕様の不適合		○		
一般的改善	施工中に工事目的物などに関して生じた損害		○		

	リスクの種類	リスク内容	負担者	
			本市	事業者
維持 管理 関連	計画変更	本市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の上昇	E S C O契約期間内に市が新規に設置したL E D照明器具による維持管理費の増大	協議による	
		上記以外の要因による維持管理費用の増大		○
	E S C O設備の損傷	本市の故意若しくは過失又は施設に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意又は過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	施設損傷	事業者の故意若しくは過失又はE S C O設備に起因する施設若しくは設備の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による施設又は設備の損傷	協議による	
	瑕疵担保	E S C O設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
		隠れた瑕疵等の担保責任 ※E S C O事業の遂行に当たって、障害となるE S C O事業範囲外の不具合	○	
	不可抗力	火災、天災などの不可抗力によるE S C O設備等の損傷	協議による	
	光熱費単価	光熱費単価の変動	○	
	設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○